

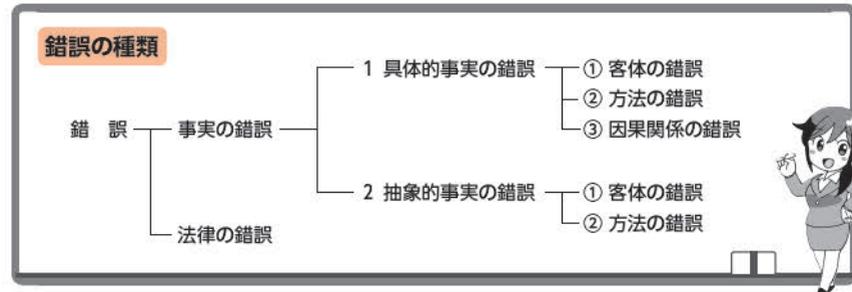
S・Aとリンク!!
TOPのS・A[10]、
TOP・MPDのS・A[13]を
一緒に勉強しよう!



錯誤

錯誤の種類

錯誤には、大きく分けると、**事実の錯誤**と**法律の錯誤**がある。



事実の錯誤

事実の錯誤とは、行為者が認識した事実(認識事実)と実際に発生した事実(発生事実)の**不一致**をいう。発生した事実について**故意**を認めることができるかどうかの問題になる。

知っ得メモ

「故意」の意義

故意とは、犯罪事実を認識し、かつ、認容することをいう。故意がなければ原則として犯罪は成立しない。ただし、過失犯を処罰する旨の規定がある場合は、過失犯が成立する(刑法38条1項)。

1 具体的事実の錯誤

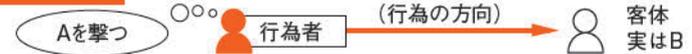
認識事実と発生事実とが、**同じ構成要件**に当てはまる不一致をいう。

判例は、認識事実と発生事実とが**構成要件の範囲内**で一致していれば、**故意**を認める**法定的符合説**をとっているため(最判昭53.7.28)、構成要件が一致する具体的事実の錯誤では発生した犯罪事実につき**故意**を認めることになる。

① 客体の錯誤(客体(目的物や人)を取り違えた場合)

例 1 Aを殺すつもりで、その場にいた人をAだと思い込んで、背後から拳銃を発射して殺害したところ、その人はAではなくBであった。

客体の錯誤

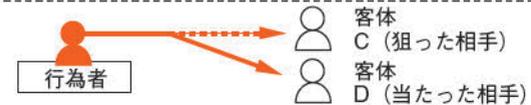


Aという「人」を殺すつもりで(認識事実)、結果としてBという「人」を殺したものであり(発生事実)、両者は「人」を殺すという殺人罪(刑法199条)の**構成要件の範囲内**で一致するため、Bの殺害について**故意**が認められ、Bに対する**殺人罪が成立**する。

② 方法の錯誤(手段の過ちのため結果が予期しなかった客体に生じた場合)

例 2 Cを殺すつもりで拳銃を発射したところ、狙いが外れて横にいたDに当たり、殺害してしまった。

方法の錯誤



Cという「人」を殺すつもりで(認識事実)、結果としてDという「人」を殺したものであり(発生事実)、両者は「人」を殺すという殺人罪の**構成要件の範囲内**で一致するため、Dの殺害についての**故意**が認められ、Dに対する**殺人罪が成立**する。

また、発生した結果の数だけ故意犯の成立を認め、観念的競合とする判例の立場(最判昭53.7.28)からは、Cを殺す意思でCが死亡する危険のある行為に出た以上、Cに対する殺人**未遂**罪も成立し、Dに対する殺人既遂罪と観念的競合になる。

③ 因果関係の錯誤(認識事実と異なる経路で結果が発生した場合)

例 3 Eを溺死させようと企て睡眠薬を飲ませて波打ち際に放置したところ、折からの強風により砂を多量にかぶり、Eは窒息死した。

法定的符合説・相当因果関係説では、行為者の**認識**していた**因果関係の経過**と現実に**発生**した**経過**とが**相当因果関係の範囲内**にあれば、結果に対する故意既遂犯の成立を認める。「睡眠薬を飲ませる行為」→「波打ち際に放置する行為」→「砂を吸引することによる死」との間に因果関係が認められるとして、Eに対する殺人罪が成立する。

解答

本事例における甲及び乙は、

強盗罪の共同正犯の刑責を負う。



2人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする(刑法60条)。

暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、5年以上の有期懲役にする(刑法236条1項)。

強盗罪

暴行又は脅迫を用いて、他人の財物を強取し、又は、不法に財産上の利益を得る犯罪です(刑法236条)。暴行・脅迫は、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度のものであることを要します(最判昭24.2.8)。



判例

強盗罪における暴行・脅迫の程度

恐喝罪となるか強盗罪となるかは、暴行又は脅迫が、社会通念上一般に被害者の反抗を抑圧するに足りる程度のものであるかという客観的基準によって決せられる(最判昭24.2.8)。



甲が加えた暴行は、A男の反抗を抑圧するに足りる程度のものであり、強盗罪における暴行といえるね。



共犯の意義

刑法の構成要件は、原則として**単独犯**を想定して規定されていますが、これを**2人以上の者**が実現する場合、刑法の**共犯規定**を適用し刑罰が科されます。2人以上の者によって実現される罪(凶器準備集合罪等)を**必要的共犯**と呼ぶのに対し、**任意的共犯**と呼ばれますが、これには、共同正犯、教唆犯、幫助犯(従犯)の3種類があります。

共同正犯の意義

共同正犯とは、2人以上の者が**共謀**し、共同して**犯罪を実行**することをいいます(刑法60条)。共同正犯が成立するためには、**共同実行の意思の連絡**、**共同実行の事実**が必要です。共謀は、事前に存在する**事前共謀**が通常ですが、犯行の現場での共謀(**現場共謀**)であっても認められます(最判昭23.12.14)。



判例

現場共謀

共同正犯であるためには、行為者双方の間に意思の連絡があることを要するが、行為者間において事前に打合せ等のあることは必ずしも必要ではなく、共同行為の認識があり、互いに一方の行為を利用し、犯罪事実を実現すれば足りる(最判昭23.12.14)。

承継的共同正犯

1 意義

承継的共同正犯とは、**先行行為者**が実行行為に着手した後に、**後行行為者**が途中から参加し、先行行為者と**共謀**の上で実行行為を行う場合をいいます。

2 後行行為者の責任

後行行為者が参加する前に先行行為者が行った**行為・結果**に関し、後行行為者がどこまで刑事責任を負うかについて、裁判例は、先行者の行為・結果を自己の**犯罪遂行の手段**として利用したといえる場合には、**全体として共同正犯**の刑責を負うとしています(大阪高判昭62.7.10)。



乙には、甲の暴行を自己の犯罪遂行の手段として積極的に利用する意思が認められ、承継的共同正犯が成立するね。

